

救急業務等に関する条例(昭和四十八年東京都条例第五十六号)新旧対照表(抄)

| 新  | 旧  |
|--|--|
| <p>目次</p> <p>第一章 総則(第一条 第十二条)</p> <p>第二章 患者等搬送事業者認定表示制度(第十三条 第十九条)</p> <p>第三章 雑則(第二十条・第二十一条)</p> <p>附則</p> <p>第一章 総則</p> <p>第一条(現行のとおり)<br/>(救急業務及びこれに関連する業務)</p> <p>第二条(現行のとおり)</p> <p>2(現行のとおり)</p> <p>1から四まで(現行のとおり)</p> <p>五 患者等搬送用自動車(患者等を搬送するために必要な特別の構造及び設備を備えた自動車をいう。)等を用い、患者等の搬送事業を行う者(以下「患者等搬送事業者」という。)に対し、搬送に係る指導、助言等を行い、及び東京都規則(以下「規則」という。)で定める患者等搬送に関する基準(以下「認定基準」という。)に適合していることの認定を行うこと。</p> <p>第三条から第十二条まで(現行のとおり)</p> <p>第二章 患者等搬送事業者認定表示制度</p> <p>(患者等搬送事業者の認定表示)</p> <p>第十三条 患者等搬送事業者は、認定基準に適合しているとして消防総監の認定を受けたときは、消防総監が定める認定を受けたことを証明する表示(以下「東京消防庁認定表示」という。)を規則で定めるところにより付することができる。</p> <p>(患者等搬送事業者の認定)</p> <p>第十四条 前条の認定を受けようとする者は、規則で定めるところにより消</p> | <p>第一条(略)</p> <p>(救急業務及びこれに関連する業務)</p> <p>第二条(略)</p> <p>2(略)</p> <p>1から四まで(略)</p> <p>五 患者等搬送用自動車(患者等を搬送するために必要な特別の構造及び設備を備えた自動車をいう。)等を用い、患者等の搬送事業を行う者に対し、搬送に係る指導、助言等を行うこと。</p> <p>第三条から第十二条まで(略)</p> |

防総監に申請しなければならない。

2 消防総監は、前項の規定による申請があつた場合においては、当該申請に係る患者等搬送事業者が認定基準に適合しているかどうかについて審査及び検査を行い、当該事業者が認定基準に適合していると認めるときは、当該事業者を東京消防庁認定事業者として認定することができる。

3 消防総監は、前項の規定による認定をしたとき、又は認定をしないことを決定したときは、規則で定めるところにより、その旨を申請者に通知しなければならない。

4 消防総監は、第二項の規定により認定をした場合においては、規則で定めるところにより、その旨を公表するものとする。

5 何人も、前条に規定する場合を除くほか、同条の表示を付してはならず、又は同条の表示と紛らわしい表示を付してはならない。

6 消防総監は、認定基準を公表するものとする。

(東京消防庁認定事業者の責務)

第十五条 前条第二項の規定による認定を受けた東京消防庁認定事業者（以下「東京消防庁認定事業者」といふ。）は、社会的責任を自覚し、患者等の症状の悪化の防止及び安全な搬送のために必要な知識及び技術を当該業務に従事する者に習得せしめるよう努めなければならない。

(認定の失効)

第十六条 東京消防庁認定事業者が、当該認定を受けてから五年が経過したときは、当該認定は、その効力を失つ。

(表示の除去・消印命令)

第十七条 消防総監は、第十三条の規定によらないで同条の表示を付している者又は同条の表示と紛らわしい表示を付している者に対して、当該表示を除去し、又はこれに消印を付するべきことを命ずることができる。

2 消防総監は、前項の規定により表示を除去し、又はこれに消印を付するべきことを命じた場合においては、規則で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(変更の申請)

第十八条 東京消防庁認定事業者は、認定基準に定める事項に係るものを変更しようとする場合は、変更しようとする日の十四日前までに規則で定めるところにより消防総監に申請しなければならない。この場合の手続等については、第十四条第一項から第四項までの規定を準用する。

(認定の取消し)

第十九条 消防総監は、東京消防庁認定事業者について、規則で定める基準に該当するときは、当該認定を取り消すことができる。

2 消防総監は、前項の規定により取消しをしたときは、規則で定めるところにより、その旨を申請者に通知しなければならない。

3 消防総監は、第一項の規定により認定を取り消した場合においては、規則で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

### 第三章 雑則

(報告及び確認)

第二十条 消防総監は、東京消防庁認定事業者に対し、その業務の適正な履行を確保するために必要な限度において、業務内容に関し報告を求めることができる。

2 前項の場合において、消防総監が特に必要と認めるときは、消防職員をして事業所、事務所その他事業に係る場所で、業務内容を確認させることができる。

3 消防職員は、前項の規定により事務所等において業務内容の確認をするときは、消防総監の定める証票を携帯し、関係のある者の請求があるときは、これを示さなければならない。

(委任)

第二十一条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十九年十月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

(委任)

第十三条 この条例の施行について必要な事項は、東京都規則で定める。

21 この条例による改正後の救急業務等に関する条例（以下「新条例」とい  
づ）第十三条に規定する東京消防庁認定表示を表示しもつとする者は、平  
成十九年十月一日前においても、新条例第十四条第一項から第三項までの  
規定の例により、消防總監の認定を受けることができる。この場合にもじ  
て、当該認定の効力は、同日から生ずるものとする。